資料 8

地方分権推進・一括法制定に向けての動き

（1）経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 について（抜粋）
（18.7.7 閣議決定）

第３章 財政健全化への取組

１．歳出・歳入一体改革に向けた取組

（4）第Ⅱ期目標の達成に向けて

② 歳出改革

ⅱ．各分野における歳出改革の具体的内容

地方財政

（一括法関連記述抜粋）

（5）地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

以上の点を中心に住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。

（2）平成 18 年 7 月 12 日全国知事会議（島根会議）における竹中総務大臣発言
（法律制定に関する発言の概要）

・新分権一括法の議論を地方制度調査会でやるかどうかはこれからの議論。**前回の一括法の場合も、まず基本法を作って内閣で進める体制を整えた。その手順が大変大事だ。国のかたちを決める問題であるので、私たちとしてもその覚悟でやっていきたい。手順をしっかり整え内閣全体でやっていく。**

・**手順の問題は、確かに重要。一括法の前に推進法で枠組みを作らないと大きなことはできないと思う。**

・骨太 2006 で三位一体という言葉が消えているとの指摘だが、今回の骨太は新三位一体改革が始まったと思っている。一体的な改革がそれを意味している。一括法まで入っており、もっと大きな枠組みになっている。腰砕けにならないためにも、数字の議論は出さざるを得ない。大きな土俵で改革が進むよう持って行きたい。

（3）全国知事会議（島根会議）における合意事項（平成18年7月13日）
「地方分権改革の今後の進め方について」（抜粋）

１　第二期改革の基本戦略について
（1）「地方分権推進・一括法」の制定に向けた働きかけについて
- 第二期改革は、「地方分権推進・一括法」の制定を基本として、その内容の充実を図ることによって改革を進める。
- 今後、この「推進・一括法」に、意見書で求めた一連の改革が盛り込まれるよう働きかけを行う。
- 「推進・一括法」の制定の土俵づくりのための検討組織を内閣に設置することを求めていく。
- 「推進・一括法」の内容について早急に具体的な提言を行う。そのため、地方分権推進特別委員会に小委員会を設置する。

（4）総務省に分権法制推進室が設置される（平成18年7月３１日）

（5）全国知事会　第１回　地方分権推進特別委員会「国庫補助負担金及び地方分権推進・一括法検討小委員会」の開催（平成18年８月３０日）

ー地方分権改革推進法（骨子案）の協議

（6）全国知事会　第５回　地方分権推進特別委員会の開催（平成18年9月１１日）

ー地方分権改革推進法（骨子案）の協議